

認定 NPO 法人への寄附金

法人が支出した寄附金の損金算入について

法人が支出した寄附金の損金算入

国や地方公共団体への寄付金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入されます。

認定 NPO に対する寄附金

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの(認定 NPO 法人等)に対する寄附金(指定寄附金を除きます。)で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの。認定 NPO 法人等に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について下記の損金算入が適用されます。

注:当法人の認定有効期間は平成 28 年 1 月 15 日~平成 33 年 1 月 14 日となります。

- 法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。尚、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額が一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

具体的には

特別損金算入限度額の適用について、法人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、一般の NPO 法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入する事が認められます。

① 認定 NPO 法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

【算式】 (期末資本金の額 X0.375% + 所得金額 X6.25%) X 1/2

② 一般の寄附金に係る損金算入限度額

【算式】 (期末資本金の額 X0.25% + 所得金額 X2.5%) X 1/4

注 1: 所得金額 = 所得金額(当期純利益に税務調整をした額) + 寄附金の額

注 2: 事業年度(当期の月数)を 1 年(12 か月)とした計算式となります。

モデルケース

計算例：資本金等の額 2,000 万円、所得金額 1,400 万円、1 年度決算法人の場合

① 特別損金算入限度額

$$(2,000 \text{ 万円} \times 0.375\% + 1,400 \text{ 万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 47 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$$

② 一般損金算入限度額

$$(2,000 \text{ 万円} \times 0.25\% + 1,400 \text{ 万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 10 \text{ 万円}$$

損金算入するための手続き

1. 認定 NPO 法人等からの領収書が必要となります。入金確認後、当法人事務局より領収書を発送させていただきます。
2. 寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要がございます。

※確定申告などの詳しい手続きについては、『国税庁ホームページ』をご参照頂くか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

◇所得税と法人税の寄附金税制の比較(主なもの)

区 分	所 得 税	法 人 税
国又は地方公共団体に対する寄附金	特定寄附金として、 一定の金額を所得控除 [公益社団法人等、認定NPO法人等又は政党 等に対する寄附金で一定のものについては、 税額控除を選ぶことができます。]	支出額の全額を損金算入
指定寄附金		一般の寄附金とは別枠で 寄附金の額の合計額と特別損金算入 限度額とのいずれか少ない金額の範 囲内で損金算入
特定公益増進法人に対する寄附金		
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 認定NPO法人等に対する寄附金(※)		損金算入限度額の範囲内で損金算入
政治活動に関する寄附金 一般の寄附金(上記以外)	所得控除されない	